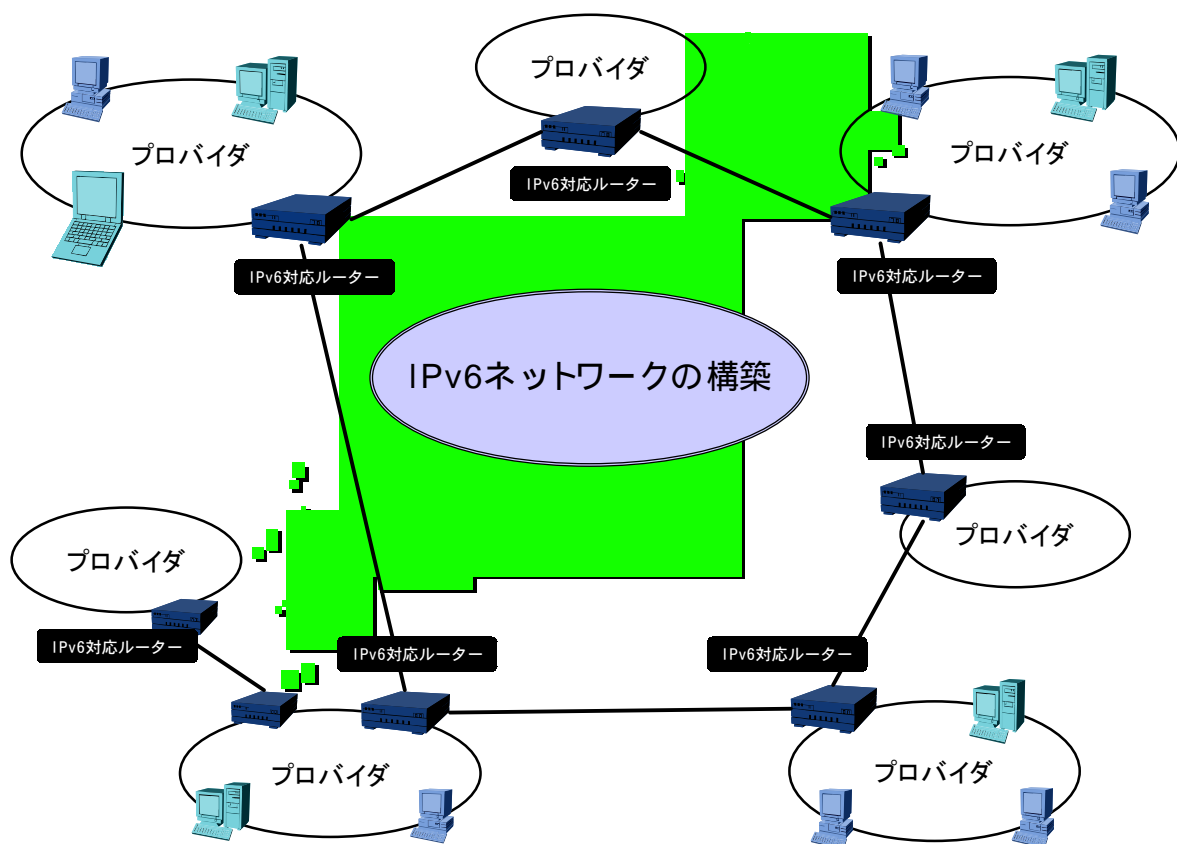


## 新世代通信網促進税制の拡充

### 【国税（法人税） 地方税（固定資産税）】

- (1) 効果：インターネットの普及が急速に進む中、IPアドレスの枯渇が懸念されており、次世代のインターネットプロトコルであるIPv6の普及の必要性が高まっている。そのため、IPv6ネットワークの中核的な設備となるIPv6対応ルーターについて税制支援を行う。
- (2) 対象：「電気通信基盤充実臨時措置法」に基づき高度通信施設整備事業の実施計画について、総務大臣の認定を受けた電気通信事業者
- (3) 対象設備：IPv6対応のルーター
- (4) 税制特例：特別償却 12%（国税）  
取得後5年度分について課税標準 3/4（地方税）
- (5) 適用期間：平成14年4月1日から平成15年3月31日まで（1年間）



# 新世代通信網促進税制の拡充

## - I P v 6 支援税制の創設 -

### 1 政策目標

近時におけるインターネットの急速な普及に伴い、I P アドレスの枯渇が懸念される中において、次世代のインターネットプロトコルである I P v 6 の普及の促進の必要性が高まっている現状に鑑み、I P v 6 対応のルーターについて税制支援措置等を行うものです。

### 2 税制支援の概要

- (1) 対象者：「電気通信基盤充実臨時措置法」に基づき高度通信施設整備事業の実施計画について、総務大臣の認定を受けた電気通信事業者
- (2) 対象設備：I P v 6 対応のルーター
- (3) 支援内容

	対象	税制支援措置
国税 (法人税)	事業所と加入者間のうち、事業所側に設置するもの	特別償却率 12%
地方税 (固定資産税)	事業所間を接続するもの	取得後5年度分の固定資産税の課税標準 3/4

#### 税制に関するお問い合わせ窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課  
電話 (03)-5253-5853  
F A X (03)-5253-5855

### 3 その他の支援策

無利子、低利融資制度（高度通信施設整備事業）の対象設備として、新たに I P v 6 対応のルーターを追加

・対象者：2(1)による認定を受けた電気通信事業者

融資対象	融資比率	金利
第三セクター (注)	・首都圏整備法による既成市街地、近畿圏整備法による既成都市区域及び名古屋市の旧市街地 <b>25%</b> ・首都圏整備法による近郊整備地帯、近畿圏整備法による近郊整備区域及び中部圏開発整備法による都市整備区域（名古屋市の旧市街地を除く） <b>37.5%</b> ・その他の地域 <b>50%</b>	無利子
純粋民間事業者		既存融資制度の適用金利の3/4

注：国（通信・放送機構を含む）又は地方公共団体等（地方公共団体のほか、地方公共団体が全額出資又は拠出している法人を含む）の出資比率が25%以上である場合に限る。

#### 融資制度に関するお問い合わせ窓口

日本政策投資銀行 情報通信部  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町1-9-1  
電話 (03)-3244-1660  
F A X (03)-3270-2473

沖縄振興開発金融公庫 融資第一部産業開発課  
〒900-0015  
沖縄県那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル2階  
電話 (098)867-6614  
F A X (098)860-1016